

大阪府再生可能エネルギー等導入推進基金事業の 提案にかかる留意事項及び提出書類について

<留意事項>

▼事業提案にあたっては、「公募要領」「大阪府再生可能エネルギー等導入推進基金事業補助金交付要綱」に定められた内容及び下記に記載する事項を遵守してください。

■太陽光発電設備・蓄電池設備の導入について

▼「平成25年度再生可能エネルギー等導入推進基金事業の取扱いについて」（環境省資料）問29の記載内容を踏まえ、災害時に必要な電力と機能を確実に確保できる蓄電池を選定するよう留意してください。

▼以下に示す機器等は、補助事業の対象外です。

(対象外)・スタンド・アロン型の蓄電池設備

・停電時に太陽光発電の自立運転モードに**手動**で切り替えるシステム

・パワーコンディショナーの**サービスコンセントから蓄電池に接続するなど充電能力に限界があるシステム**

【参考】「平成25年度再生可能エネルギー等導入推進基金事業の取扱いについて」の抜粋
問29 蓄電池導入にあたっての技術的留意点について

○蓄電池導入にあたって、災害時に商用電力系統からの電気が遮断された場合にも必要な機能を確保するため、蓄電池の導入を原則必須としているが、その機器選定等にあたっては以下の点を参考に検討願いたい。

○蓄電池は充放電システムの違いにより以下の2種類に分類される。

① スタンド・アロン型

スタンド・アロン型は、商用電力系統からの電力で充電し、蓄電池に内蔵されたコンセントに電気器具のプラグを差し込むことで電力供給するシステムである。また、太陽光発電システムからの充電や、電気配線への電力供給も不可能である。このため、災害時等においては蓄電池に充電された電気を使い切った後は、商用電力系統が回復まで充電することができず、また、照明器具等差し込みプラグのない機器に電力を供給できない。

② 太陽光発電連系型

太陽光発電連系型は、商用電力系統と太陽光発電システムのいずれからも充電できる。具体的には、本型ではない場合、商用電力系統からの電力供給が遮断された際には、太陽光発電システムはパワーコンディショナーの機能により自動的に発電を停止するが、太陽光発電連系型では蓄電池と一体的にパワーコンディショナーが組み込まれているため、太陽光発電システムの発電は停止せず、電力が自動的に蓄電池に蓄えられる。また、機器への電力供給もコンセントを介してではなく、分電盤並びに電気配線を通して災害時に稼働が必要な機器に配電する機能を確保できる。このため、差し込みプラグ等を使用しない照明器具等への電力供給も可能である。なお、本型の場合、太陽光発電システムに付帯しているパワーコンディショナーは不要である。

○平成25年度 GND 基金事業の事業趣旨をふまえ、上記で示した内容を参考に、災害時にも必要な電力と機能を確実に確保できる蓄電池を選定するよう留意していただきたい。

■補助対象設備について

▼以下に示す機器や工事等は、補助事業の対象外です。

(対象外)・発電量を表示する啓発用モニター

・計測データを管理するためのパソコン

・太陽光発電設備を設置する際の必要最低限の範囲を超える防水工事

※防水工事の対象範囲は、太陽光発電設備が接する必要最低限の部分（鉄骨材・架台支持材の一定の周囲部分）のみとなります。屋根全体や太陽光発電設備の設置面積全体の防水工事は、基金の対象外となります。

■蓄電池の耐震性確保について

▼蓄電池についても、地震時に移動又は転倒して破損する恐れがあることから、地震発生時においても、その機能が維持できるように耐震性を確保してください。

■再生可能エネルギー等設備の導入費用等の妥当性

▼「再生可能エネルギー等導入推進基金事業実施要領」（環境省資料）第3の3に記載のとおり、再生可能エネルギー等設備の導入費用等の妥当性を有するようご注意ください。

【参考】「再生可能エネルギー等導入推進基金事業 実施要領」の抜粋

3. 再生可能エネルギー等設備の導入費用等の妥当性

再生可能エネルギー等設備の導入費用等については、以下を踏まえた妥当性を有さなければならない。

妥当性を著しく欠く場合、環境省は是正を指示することができるものとする。

- ① 導入時に販売等されている設備等の価格を参考に、発電量等の単位あたりの価格の妥当性を精査すること。
- ② 市場価格の推移を適宜把握し、価格設定の参考とすること。
- ③ 設備等の性能や稼働実績を精査すること。

■公募結果・事業着手について

▼公募結果の内示については、本事業に係る本府の予算の成立を条件とします。よって、本府の予算が成立しない場合は、内示の効力は発生しません。

▼交付決定前の事業着手（契約等）は補助事業の対象外となります。事業の実施（着手）は、事業実施年度の交付決定を受けてから行ってください。

■提出書類について

▼提出書類は、以下のとおり作成、添付してください。

(1) 事業提案書（様式第1号）

- ・事業選定の資料となりますので、出来る限り詳細に記入をしてください。
- ・金額に誤りがないようご注意ください。

(2) 設置箇所位置図

- ・目印となる最寄駅等が記載されている地図に、導入（予定）施設の位置をマーキングしてください。

- (3) **導入（予定）施設の概要（施設の概要が確認できる書類、平面図）**
- ・平面図には、施設内のどの場所に再エネ設備等を設置するのかが分かるようにマーキングしてください。
- (4) **導入しようとする再生可能エネルギー等設備の設計図面（設計図面を作成しない場合又は今後作成する場合においては、再生可能エネルギー等設備の概要が確認できる書類等）**
- ・設計図面がない場合は、設備のパフレットでも構いません。
- (5) **支出予定額を確認できる設計積算書、見積書その他の書類**
- ・事業提案書に記載する額の根拠となるものを提出してください。
- (6) **災害発生時に電力会社からの電気が遮断された際に、導入予定施設において、最小限の機能を維持するために必要な設備能力であることが確認できる書類（前年度の電力使用量を確認できる書類、平常時の配線系統図、電気供給遮断時の配線系統図、災害発生時の使用機器類の使用電力量を確認できる書類等）**
- ・「前年度の電力使用量を確認できる書類」は、平成 25 年度の使用量（平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月分）を提出してください。
 - ・電気設備の「平常時の配線系統図」及び「電気供給遮断時の配線系統図」は、「単線結線図」を提出してください。（現時点で作成できる範囲で構いません。）
 - ・「災害発生時の使用機器類の使用電力量を確認できる書類」は、様式「災害時の使用電力量」を作成の上、提出してください。
- (7) **災害発生時において避難者等を収容する区画に最低限必要な熱を供給することができることが確認できる書類（熱供給設備及び熱配管系統図等）**
- ・導入しようとする設備が熱利用設備の場合に限り提出してください。
- (8) **大阪府又は市町村が策定する地域防災計画に位置付けられた又は災害時の支援に関する協定を締結したことがわかる資料の写しなど、導入（予定）施設が災害時において地域の防災拠点となり得る施設であることが確認できる書類**
- ・現時点で位置付けられていない場合は、提出不要です。
 - ※ただし、事業完了後において、要件を満たしていない場合は、本基金事業の対象外となりますので、ご注意ください。
- (9) **導入（予定）施設が耐震性を有することが確認できる書類**
- ・昭和 56 年 6 月 1 日以降の建築確認を得て建築された建築物は、そのことが分かる書類（建築の検査済証等）を提出してください。
 - ・昭和 56 年 5 月 31 日以前の建築確認を得て建築された建築物は、耐震診断の結果「耐震性を有する」こと、または、耐震改修を実施し、「耐震性を有する」ことが確認できる書類を提出してください。
 - ・今後、耐震改修を行う場合、改修の概要とスケジュールを提出してください。
- (10) **導入（予定）施設のカラー写真（施設全景、設備導入場所）**
- ・カラー写真には、どの場所に設備を導入するのかが分かるようマーキングしてください。
- (11) **導入（予定）施設が自らの所有物であることを確認できる書類（自らが所有する施設ではない場合、補助対象施設の所有者に同意を得たことがわかる書類）**
- ・登記簿抄本等（建物に関する事項が記載しているもの）を提出してください。
 - ・公共施設については、条例の写し等でも構いません。
 - ・新築予定の場合、建築確認申請を行った際の建築の確認済証等を提出してください。